

別表（第４条関係）

補聴器の種類	１台当たりの 基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用 年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②イヤーマールド (注)イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から 9,500 円を除く。	原則 として 5 年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900 円		
高度難聴用ポケット型	53,500 円		
高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
重度難聴用ポケット型	68,500 円		
重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
耳あな型(レディメイド)	101,500 円		
耳あな型(オーダーメイド)	144,900 円	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	74,100 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500 円	①補聴器本体（電池を含む。） ②平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から 1 枚につき 3,800 円を除く。 (注)気導式補聴器(ポケット型、耳かけ型、耳あな型)、骨導式補聴器のいずれにおいても補聴効果が期待できず、軟骨伝導式補聴器において補聴効果が認められる場合には、軟骨伝導式補聴器を骨導式眼鏡型とみなして選定することができる。	
F M 型補聴器(デジタル無線方式のものを含む。)を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。	①受信機 97,300 円 ②ワイヤレスマイク(充電電池を含む。)135,400 円 ③オーディオシュー5,250 円 (注)ワイヤレスマイクは 1 台のみ。		
補聴器の修理	補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）に定める補聴器の修理部位に係る価格		